

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

求職受付手数料

（ただし、同一の求職者にかかる求職の申し込みの受理が1カ月に3件を超える場合には3件分を超えて申し受けません。また、職種の範囲等は芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンの場合のみとします。）

求職の受付 1件につき 710 円（消費税相当分を含む）を求職者から

届け出手数料にかかる手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介サービス】 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 %</u> （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
【職業紹介の付加サービス】 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

【サーチ/スカウト型サービス】 特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金	100,000 円
	活動1日あたり	30,000 円
	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後一年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の	30 %
	（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の	30 %
	手数料負担者は 求人者 とします。	
【再就職支援型サービス】 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の	30 %
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。	
【例外事項】 生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業所から紹介を受けた求職者の場合	北海道及び市町村からの委託費	
	（十勝総合振興局	21,998,166 円）
	（上川総合振興局	21,067,816 円）
	（留萌振興局	14,532,157 円）
	（留萌市	8,072,582 円）
	（音更町	5,974,980 円）
	を受けているので求人者、求職者からは手数料負担は ございません。	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-ユ-300007

事業所の名称 有限会社ウィルワーク

所在地 北海道旭川市豊岡一条二丁目1番16号桜井ビル